

# 諸外国の大都市制度の比較

## 諸外国の大都市制度(総括表)

### ○首都

国名 比較項目	フランス パリ	イギリス ロンドン区・シティ (33団体)	イタリア ローマ	スウェーデン ストックホルム	韓国 【参考】 ソウル特別市	ドイツ ベルリン (都市州の1つ)	ベルギー ブリュッセル (19団体)	アメリカ ワシントン D.C.
面積(km <sup>2</sup> )	105 (1999) 0.05	1,585 (2002) 0.75	1,285 (2001) 0.61	188 (2004) 0.09	606 (2003) 0.29	892 (2002) 0.42	162 (1999) 0.08	158 (2000) 0.08
人口(千人)	2,148 (1999) 0.18	7,203 (2002) 0.60	2,660 (2001) 0.22	758 (2004) 0.06	10,207 (2003) 0.85	3,382 (2002) 0.28	953 (1998) 0.08	572 (2000) 0.05
憲法上の位置づけ	あり(憲法第72条第1項)		あり(憲法第114条第3項)	なし	なし	あり(基本法前文)	あり(憲法第194条)	なし
法令上の位置づけ	3市を対象とする大都市法	London Government Act 1963等	なし	なし	地方自治法第161条→ソウル特別市の行政特例に関する法律	なし	なし	District of Columbia Home Rule Act
広域自治体との包括関係	区域外	包括	包括	包括	(広域自治体)	区域外※	区域外※	区域外
特徴								
自治体の位置づけ	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有				連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の位置づけを併有	連邦を構成する地域・広域自治体・基礎自治体の位置づけを併有	連邦を構成する地域・広域自治体・基礎自治体の位置づけを併有	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有
事務配分の特例	広域自治体と基礎自治体の事務を行う	消防等以外の広域自治体が行う事務と基礎自治体の事務を行う			基礎自治体の事務のうち一定のものも行う	連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の事務を行う	連邦を構成する地域・広域自治体・基礎自治体の事務を行う	広域自治体と基礎自治体の事務を行う
組織の特例	区あり 区議会あり			区あり 地区委員会あり		区あり 区議会あり		近隣地区諮問委員会あり
国に留保される権限	警察権限				基礎自治体の税目のうち一定の税目を有する			連邦議会が排他的立法権を有する
財政上の特例								

(注1) 面積・人口欄右肩の指数は東京都の面積・人口(2,102km<sup>2</sup>・12,064千人:2000年国勢調査)を1とした場合の数である。(注2) ※は連邦制国家において州・地域とされるものである。

○首都以外の大都市

国名	フランス	イギリス	イタリア	スウェーデン	韓国		ドイツ		アメリカ
比較項目	マルセイユ リヨン	大都市圏 ディストリクト (36団体)	大都市	ヨーテボリ	【参考】 広域市 (広域自治体、6団体)	特例都市	都市州 (ベルリン(再掲)・ハンブルク・ブレーメン)	郡独立市	ニューヨーク シティ
面積(km <sup>2</sup> )	289 (1999)	6,975 (2002)		451 (2004)	4,732 (2003)		2,051 (2002)		785 (2000)
人口(千人)	1,260 (1999)	10,819 (2002)		475 (2004)	12,716 (2003)		5,757 (2002)		8,008 (2000)
憲法上の位置づけ	あり(憲法第72条第1項)		あり(憲法第114条第1項・第2項)	なし	なし	なし	あり(基本法前文)	なし	なし
法令上の位置づけ	3市を対象とする大都市法	Local Government Act 1972等	地方自治法典第23条	なし	地方自治法第8条～第10条	地方自治法第161条の2(人口50万以上)	なし	州法	New York City Charter
広域自治体との包括関係	包括	区域外	区域外	包括	(広域自治体)	包括	区域外※	区域外	区域外
特徴									
自治体の位置づけ		広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有				連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の位置づけを併有	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有	広域自治体と基礎自治体の位置づけを併有
事務配分の特例		ごみ処理・消防等以外の広域自治体の事務と基礎自治体の事務を行う	広域自治体の事務と基礎自治体の事務中大都市行政に係るものを行う		基礎自治体の事務のうち一定のものも行う	広域自治体の事務の一部を直接処理可能	連邦を構成する州・広域自治体・基礎自治体の事務を行う	広域自治体と基礎自治体の事務を行う	広域自治体と基礎自治体の事務を行う
組織の特例	区あり 区議会あり			区あり 地区委員会あり		区あり	区あり 区議会あり	州により区あり 代表者会議あり	区あり 公選区長あり
国に留保される権限									
財政上の特例					基礎自治体の税目のうち一定の税目を有する				

(注1) ※は連邦制国家において州・地域とされるものである。

# フランス

## 《広域自治体》

レジオン

デパルトマン

## 《基礎自治体》

コミューン

マルセイユ  
リヨン

パリ

## 大都市制度の概要

	パリ	マルセイユ・リヨン
憲法上の位置づけ	あり(憲法第72条第1項)「特別な地位を持つ地方団体」	
法令上の位置づけ	3市を対象とする大都市法(1982.12.31公布)	
広域自治体との包括関係	デパルトマンの区域外	デパルトマンに包括される
特徴	<p>自治体の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デパルトマンとコムニーンの位置づけを併せ持つ</li> </ul> <p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デパルトマンとコムニーンの両方の事務を行う</li> </ul> <p>組織の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区あり</li> <li>区議会あり</li> </ul> <p>国に留保される権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察権限(パリ警視総監)</li> </ul>	

(注1) 区議会の数:パリ=20、マルセイユ=16、リヨン=9

(注2) マルセイユでは、16の区が2区ずつまとめられて8連合区を構成し、連合区ごとに区議会が設置されている。

出典:外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『フランスの地方自治』(2002.1)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方にに関する調査報告書(その2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)

# イギリス

## 《広域自治体》

GLA

大都市圏  
ディストリクト

ロンドン区  
・シティ

カウンティ

ユニタリー

ディスト  
リクト

## 大都市制度の概要

	ロンドン区・シティ	大都市圏ディストリクト
憲法上の位置づけ		
法令上の位置づけ	London Government Act 1963 等	Local Government Act 1972 等
広域自治体との包括関係	GLAに包括される	広域自治体の区域外
特徴	<p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防・緊急時計画以外の広域自治体が行う事務と基礎自治体の事務を行う（消防・緊急時計画はGLAが行う）</li> <li>・ シティは独自のシティ警察を有する</li> </ul>	<p>自治体の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域自治体と基礎自治体の位置づけを併せ持つ</li> </ul> <p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理・消防・緊急時計画以外の広域自治体の事務と基礎自治体の事務を行う（ごみ処理・消防・緊急時計画は大都市圏事務組合が行う）</li> </ul>

(注 1) イギリスには憲法典ではなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。

(注 2) ロンドン区・シティを包括する GLA(Greater London Authority : Greater London Authority Act 1999 に基づく。)は、公選のロンドン市長、ロンドン議会、事務局、市長室及び議会事務局で構成された組織(職員約 400 名)と 4 つの実務機関(首都警察局、ロンドン消防・緊急時計画局、ロンドン交通局、ロンドン開発公社)から構成されている。広域自治体である GLA は、ロンドン全域にわたる①公共交通②地域計画③経済開発及び都市開発④環境保全⑤警察⑥消防及び緊急計画⑦文化、メディア及びスポーツ⑧保健衛生などの分野でのロンドン全域に係る企画・調整を行い、基礎自治体であるロンドン区・シティは、住民への行政サービスを行う。

(注 3) 上記はイングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのみの 1 層制、北アイルランド地方はディストリクトのみの 1 層制である。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、田村秀『道州制・連邦制 これまでの議論・これからの展望』(ぎょうせい 2004.10)、自治体国際化協会『イギリスの地方自治』(2003.1)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その 2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)

# イタリア

## 大都市制度の概要

《広域自治体》

レジオーネ

プロヴィンチア

《基礎自治体》

コムーネ

大都市  
(指定されていない)

大都市圈  
ローマ

	ローマ	大都市
憲法上の位置づけ	あり(憲法第114条第3項)	あり(憲法第114条第1項・第2項)
法令上の位置づけ	なし	大都市圏内の中心都市と周辺コムーネの間で形成(地方自治法典第23条) ※現在のところ指定されていない
広域自治体との包括関係	プロヴィンチアに包括される	プロヴィンチアの区域外
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法において首都であることを規定</li> </ul>	<p>自治体の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロヴィンチアとコムーネの位置づけを併せ持つ</li> </ul> <p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロヴィンチアの事務に加え、コムーネの事務のうち大都市行政に関係するものを所掌する</li> </ul>

【参考】大都市圏

トリノ・ミラノ・ヴェネチア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツエ、ローマ、パリ、ナポリ及びこれらの都市と密接な関係のあるコムーネによって形成(地方自治法典第22条)

※区域であり、地方公共団体ではない

(注1)「大都市」は、「大都市圏」と同様、中心となるコムーネを含む複数の自治体からなる広域圏である。

(注2)大都市の設立に際しては、中心都市の首長(シンドaco)並びに当該地域の県知事は、関係地方公共団体の発議に基づき、その代表者会議を招集。同会議は区域、組織、内部規程、権限を明記した大都市憲章の議案を採択。大都市を設置する議案は採択された後、180日以内に関係コムーネの住民投票にかけられる。大都市に参加するコムーネの過半数により賛成の意思が示された場合、大都市設置の議案可決。この場合、同議案は州によって国会に90日以内に提出され、法律に照らした後、承認。

(注3)大都市の組織、選挙方式、任期についての法律は検討中とされており、当面、大都市における機関相互の権限、責任の配分についてはプロヴィンチアの規定が準用される。

(注4)大都市はプロヴィンチアとしての権能を持つため、大都市の区域を含んでいたプロヴィンチアの区域から大都市区域が消滅し、プロヴィンチアの区域が新たに定められることとなる。

(注5)大都市は、一般的にコムーネの権限内にある事務のうち効率性・経済性の観点から広域的にに行うべきである事務について、大都市設置の際に、それらのコムーネ事務に関する大都市での処理についてレジオーネが定めることができる。なお、コムーネの事務のうち大都市行政に関係しないものは、大都市を構成する個々のコムーネが処理する。

(注6)2001年の憲法改正により、大都市及び大都市圏を構成するコムーネのうちローマはイタリア共和国の首都とされた。

(注7)大都市圏は人口の集中する大都市地域における行政の問題を処理するために設けられた制度。広域行政の区域指定に関する制度であり、それ自身は地方公共団体ではない。

# スウェーデン

## 《広域自治体》

ランディング

## 《基礎自治体》

コ ミ ュ ー ン

ストックホルム  
ヨーテボリ 等

## 大都市制度の概要

ストックホルム・ヨーテボリ 等	
憲法上の位置づけ	なし
法令上の位置づけ	なし
広域自治体との包括関係	ランディングに包括される
特徴	組織の特例 ・ 区あり ・ 地区委員会あり

(注 1) ヨーテボリは、以前はマルメ及びゴートランドとともにランディングの区域外(1層制)であり、他地域におけるランディング及びコミニーン双方の事務が単一の行政主体の手に一元化された。しかし、1997年以降、ヨーテボリ及びマルメの地域にランディングと同格の広域自治体であるリージョン(ヴェストラ・ヨータランド及びスコーネ)が設置され、ヨーテボリはリージョンに包括されることとなった。

(注 2) スウェーデンでは2度の大規模な合併を経た後、住民参加を補填する手段として地区制の導入が議論され、「フリーコミニーン実験」の中でエーレプロコミニーンが「地区委員会」制度を導入した。1987年にはヨーテボリコミニーンが「地区委員会」を導入することを決定し、以降、ストックホルム、マルメ、ルンドなど10ほどの比較的大規模なコミニーンが「地区委員会」を設置した。これは合併前のコミニーンを基礎として、行政効率に配慮した形でのコミニーン内部での権限の移譲であり、住民自治の拡充に向けて「地区委員会」の導入が図られたものである。現在、ストックホルムやヨーテボリなど、大規模なコミニーンにおいて「地区委員会」が存続している。

(注 3) 「地区委員会」は、法人格を有するものではなく、あくまで自治体の一機関にすぎないが、多くの権限と財源を有し、政治的代表者による運営が保障されている。

(注 4) ストックホルムコミニーンは、市の区域を18の地域に区分し、1997年より各区に「区役所」として住民の日常生活に最も近い事柄について所管する「地区委員会」が設置されている。

(注 5) ヨーテボリコミニーンは、市域を21の地域に区分し、21の「地区委員会」に福祉、教育、文化など市民に直接影響を与える権限を移譲している。

(注 6) コミニーン及びランディングの議会議員の数はその規模に応じて次のとおり定められている(地方自治法第5章第1条)。

- 選挙権を持つ住民が12,000人以下のコミニーン及び選挙権を持つ住民が140,000人以下のランディングは31人以上の奇数人数。
- 選挙権を持つ住民が12,000人を超し、24,000人以下であるコミニーンは41人以上の奇数人数。
- 選挙権を持つ住民が24,000人を超し、36,000人以下であるコミニーン及び選挙権をもつ住民が140,000人を超し、200,000人以下であるランディングは51人以上の奇数人数。
- 選挙権を持つ住民が36,000人を超すコミニーンは61人以上の奇数人数。
- 選挙権を持つ住民が200,000人を超すランディングは71人。
- ストックホルムコミニーンと300,000人を超すランディングの議員の数は101人以上の奇数人数。

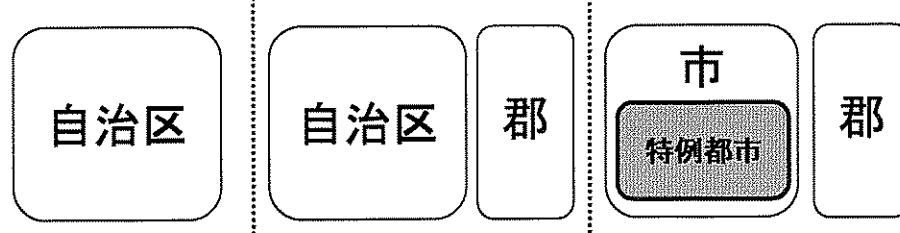
出典:伊藤和良『スウェーデンの地区委員会:住民自治の拡充をめざして』(生活経済政策研究所 月刊「生活経済政策」2004年12月号 2004.12)、自治体国際化協会『スウェーデンの地方自治』(2004.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

# 韓国

## 《広域自治体》



## 《基礎自治体》



(注 1) ソウル特別市の地位、組織及び運営においては、首都としての特殊性を考慮して、法律の定めるところにより、特例を設けることができる。(地方自治法第 161 条)

(注 2) 広域市は現在、釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山の 6 市である。

(注 3) 人口 50 万以上の市については、道が処理する事務の一部を直接処理することとすることができる。(地方自治法第 10 条) → 機構職制の設置及び廃止に関する権限(係の設置・廃止・調整等)、6 級以下の既定定員の職列調整等、道事務のうち 20 件を人口 50 万以上の市が直接処理。

(注 4) ソウル特別市と広域市を除く人口 50 万以上の大都市の行政、財政運営及び国家の指導・監督においては、その特性を考慮して、関係法律の定めるところにより、特例を設けることができる。(地方自治法第 161 条の 2)。関係法律は現在作成中である。

(注 5) ソウル特別市が行う基礎自治体の事務は①基礎自治体の人事・教育等②地方財政③埋葬・墓地等④清掃・汚物⑤地方土木・住宅建設等⑥都市計画⑦道路開設・維持管理⑧上水道事業⑨公共下水道⑩観光・休養施設の設置・管理⑪地方軌道事業⑫大衆交通行政⑬地域経済育成⑭交通信号機・安全表示等の設置管理 に関する事務の一部である。

(注 6) ソウル特別市の行政特例に関する法律に基づく特例

- ・行政自治部長官が地方債券の発行を決める際には國務總理に報告。(第 4 条第 1 項)
- ・行政自治部長官が特別市の自治事務について監査をする際には、國務總理の調整を経なければならない。(第 4 条第 2 項)
- ・ソウル特別市長の処分あるいは不作為についての行政審判請求事件の審理・調決は、國務總理所属の行政審判委員会が管掌する。(第 4 条第 4 項)
- ・所属公務員についての叙勲の推薦権は、ソウル特別市長に属する。(第 4 条第 7 項)
- ・ソウル特別市に関連した道路・交通・環境等についての計画樹立とその執行機関において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、國務總理が調整する。(第 5 条)

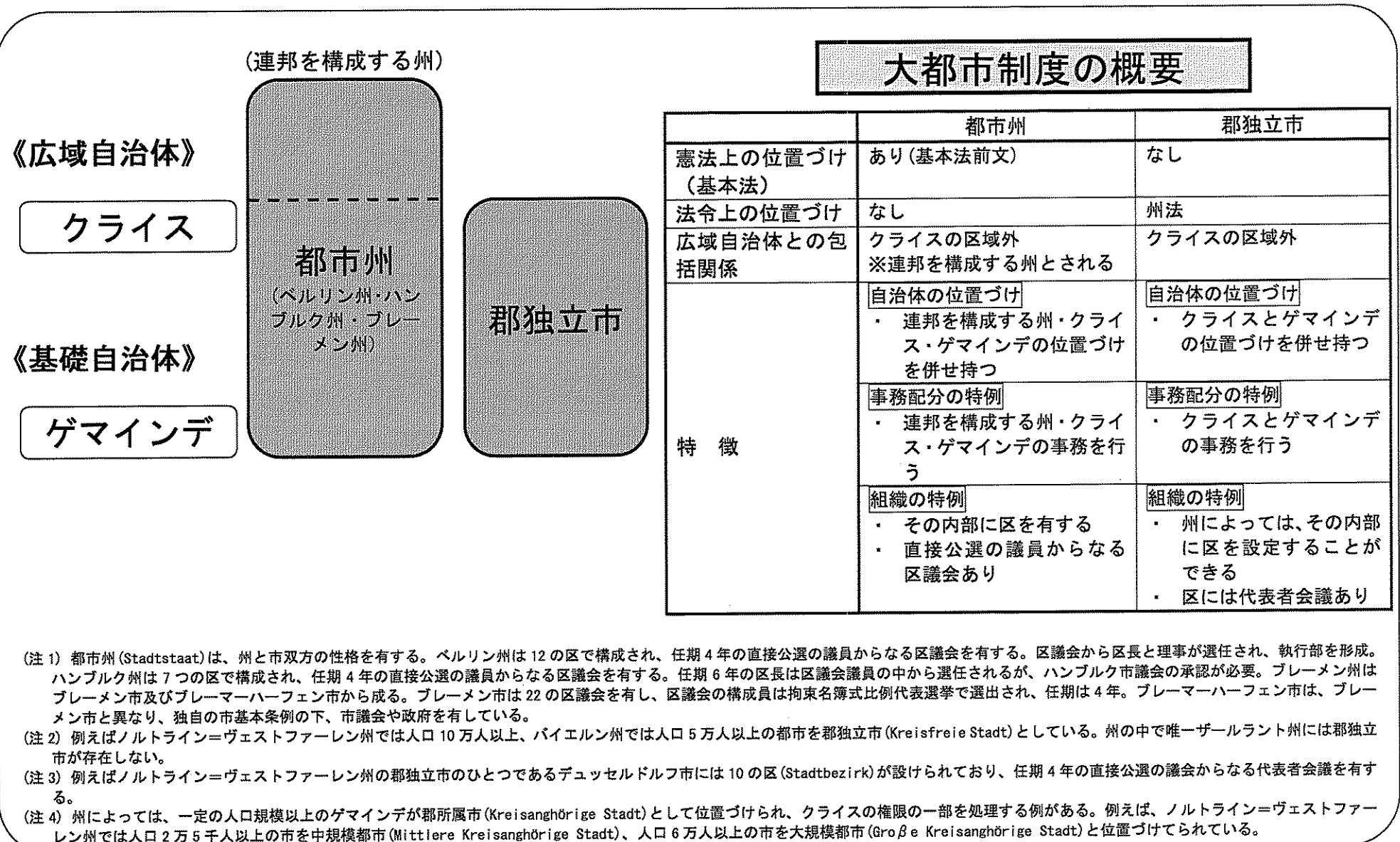
(注 7) 基礎自治体の下部組織として、邑・面・洞等の地域自治組織が存在する。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『韓国の地方自治』(2003.11)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第 2 版 有信堂 1998)

## 大都市制度の概要

	【参考】 ソウル特別市	【参考】 広域市	特例都市
憲法上の位置づけ	なし		
法令上の位置づけ	地方自治法第 161 条→ソウル特別市の行政特例に関する法律	地方自治法第 8 条～第 11 条	地方自治法第 161 条の 2(人口 50 万以上の市)
広域自治体との包括関係	(広域自治体である)		道に包括される
特徴	<b>事務配分の特例</b> 大都市の特殊性にかんがみ、基礎自治体の事務のうち、一定の事務については、ソウル特別市・広域市に帰属	<b>事務配分の特例</b> - 道が処理する事務の一部を直接処理することとすることができる <b>組織の特例</b> - 区域内に行政区を設置	<b>財政上の特例</b> 基礎自治体の税目のうち一定の税目はソウル特別市・広域市の税目

# ドイツ



(注 1) 都市州(Stadtstaat)は、州と市双方の性格を有する。ベルリン州は 12 の区で構成され、任期 4 年の直接公選の議員からなる区議会を有する。区議会から区長と理事が選任され、執行部を形成。ハンブルク州は 7 つの区で構成され、任期 4 年の直接公選の議員からなる区議会を有する。任期 6 年の区長は区議會議員の中から選任されるが、ハンブルク市議会の承認が必要。ブレーメン州はブレーメン市及びブレーマーハーフェン市から成る。ブレーメン市は 22 の区議会を有し、区議会の構成員は拘束名簿式比例代表選挙で選出され、任期は 4 年。ブレーマーハーフェン市は、ブレーメン市と異なり、独自の市基本条例の下、市議会や政府を有している。

(注 2) 例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州では人口 10 万人以上、バイエルン州では人口 5 万人以上の都市を郡独立市(Kreisfreie Stadt)としている。州の中で唯一ザールラント州には郡独立市が存在しない。

(注 3) 例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州の郡独立市のひとつであるデュッセルドルフ市には 10 の区(Stadtbezirk)が設けられており、任期 4 年の直接公選の議会からなる代表者会議を有する。

(注 4) 州によっては、一定の人口規模以上のゲマインデが郡所属市(Kreisanghörige Stadt)として位置づけられ、クライスの権限の一部を処理する例がある。例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では人口 2 万 5 千人以上の市を中規模都市(Mittlere Kreisanghörige Stadt)、人口 6 万人以上の市を大規模都市(Große Kreisanghörige Stadt)と位置づけてられている。

# ベルギー

《広域自治体》

プロヴィンス

《基礎自治体》

コミューン

(連邦を構成する地域)

ブリュッセル

## 大都市制度の概要

ブリュッセル	
憲法上の位置づけ	あり(憲法第194条)「ベルギーの首都であり、連邦政府の所在地」
法令上の位置づけ	なし
広域自治体との包括関係	プロヴィンスの区域外 ※連邦を構成する地域とされる
特徴	<p>自治体の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>自治体(コミューン)・県(プロヴィンス)・地域(レジオン)の位置づけを併せ持つ</li></ul> <p>事務分配の特例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>自治体・県・地域の事務を行う</li></ul>

(注1) ベルギーは、建国以来1世紀以上も单一制国家として存続し、1993年に連邦制国家となった。

(注2) ベルギーは、共同体(Communauté)及び地域(Région)を包括する連邦制国家である。(憲法第1条)

(注3) 共同体は、オランダ語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体の3種類。地域は、フランドル地域、ワロン地域、ブリュッセル首都圏地域の3種類。言語をはじめとする文化的な面については共同体政府に、その他の分野とりわけ経済分野は地域政府に大きな権限を持たせている。

(注4) ブリュッセルは、自治体としてのブリュッセルを含む19の自治体からなる都市圏であるとともに、連邦国家を構成する一要素としてのブリュッセル首都圏地域でもある。ブリュッセル首都圏地域は、当該地域の県としての役割も担っている。

(注5) ブリュッセルはベルギー国内の中で唯一オランダ語及びフランス語の2つの共同体に属し、共同体委員会(オランダ語共同体委員会・フランス語共同体委員会合同委員会)を有する二言語地域である。

(注6) 1999年のコミューン法改正で、人口10万人以上の市においては、区を設置することが可能となった。現在、実際に区が設けられているのはアントワープ市のみである。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、岩崎美紀子『分権と連邦制』(ぎょうせい 1998.10)、自治体国際化協会『CLAIR REPORT ベルギーの地方自治』(2001.2)、財団法人自治総合センター『新地方自治制度に関する調査研究会報告書(平成15年度)』(2004.3)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

# アメリカ

## 大都市制度の概要

《広域自治体》

カウンティ

ワシントン  
D.C.

《基礎自治体》

シティ・タウン・  
ヴィレッジ等

ニューヨーク  
シティ

(注1) ワシントンD.C.はいかなる州にも属さない。

(注2) ワシントンD.C.の近隣地区諮問委員会はきめの細かい住民福祉施策を浸透させるための組織であり、その下に近隣計画委員会を設置し、約2000人に1人の割合で委員(無報酬)を選出している。

(注3) ワシントンD.C.市議会が議決した条例案は、連邦議会の審議を経なければならず、連邦議会は拒否権を有している。また、ワシントンD.C.市予算は、連邦の承認を必要とする。

(注4) ニューヨークシティは5つのカウンティ(①ニューヨークカウンティ②キングスカウンティ③クイーンズカウンティ④ブロンクスカウンティ⑤リッチモンドカウンティ)とシティ等が統合(Consolidation)されたものであり、日本における都道府県と市町村の垂直的統合に相当するものである。

(注5) ニューヨークシティは、5つの区(borough)(①マンハッタン区②ブルックリン区③クイーンズ区④ブロンクス区⑤リッチモンド区)を有する。

(注6) ニューヨークシティのコミュニティ委員会は1975年に住民参加と分権を促進するために作られた。この委員会は区長が任命する50人以内の委員で構成される。

	ワシントンD.C.	ニューヨークシティ
憲法上の位置づけ (合衆国憲法)	なし	
法令上の位置づけ	District of Columbia Home Rule Act	New York City Charter
広域自治体との包摵関係	カウンティの区域外 ※連邦の州にも属さない特別の団体	カウンティの区域外
特徴	<p>自治体の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カウンティとシティ等の位置づけを併せ持つ</li> </ul> <p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カウンティとシティ等の事務を行う</li> </ul> <p>組織の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣地区諮問委員会あり</li> </ul>	<p>自治体の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カウンティとシティ等の位置づけを併せ持つ</li> </ul> <p>事務配分の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カウンティとシティ等の事務を行う</li> </ul> <p>組織の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区あり</li> <li>公選の区長あり</li> <li>コミュニティ委員会あり</li> </ul>
国に留保される権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦議会は合衆国政府の所在地となるべき地区に対していかなる事項についても排他的立法権を行使する(合衆国憲法第1条第8節第17項)</li> </ul>	

出典：小滝敏之『アメリカの地方自治』(2004.6)、田村秀『道州制・連邦制 これまでの議論・これから展望』(ぎょうせい 2004.10)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その2)』(1999.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996.9)